

賈誼の対諸侯王策の再検討

——淮南問題と「地制」のあいだ——

松島 隆真

はじめに

前漢文帝の在位期間は、漢王朝が強大な諸侯王の存在に苦慮した時代であつたとされる。この時期に文帝の側近として諸侯王問題への対策を提示した人物が賈誼であり、その論説は『漢書』賈誼伝と賈誼『新書』にそれぞれ収録される。賈誼の対諸侯王策についてはすでに汗牛充棟の蓄積があり、主に分国策と藩屏強化策に分けられてきた。そしてかつては、専ら分国策が強調される傾向にあつたが、それは中央集権国家の存在を歴史的必然と看做したうえで、賈誼の分国策が徹底した中央集権化を志向する議論ではなかつた背景を追求するものであつた^①。もつとも近年、「郡国制」の再評価と中央集権化の必然性への疑義の進行など研究状況が変容したが、かかる動向に属する研究には賈誼の言説を援用するものも多い。また、前後して藩屏強化策に注目する傾向も出現した^{②③}。

しかしこれらは、個々の論説の差異よりも、賈誼の思想の全体的な分析を重視する傾向にある。その一因には、従来『漢書』賈誼伝のほうが、『新書』よりもテクニ的に信頼されていたことも関係しよう^④。もつとも近年は、『漢書』より現行本『新書』が優先されるようになつたが、それでも賈誼の一連の言説は等価に扱われ、個々の編目の差異や前後関係はあまり考慮されない。加えて中央集権化の必然性への疑義の広がりにもかかわらず、対諸侯王

策の目的・有効性については、未だそれを踏まえた検証は充分になされていない。賈誼の一連の対諸侯王策の意図は那邊にあるのか。本稿は、文帝期の同時代的状況に即して、賈誼の対諸侯王策を、分国策を軸に考察する。

さて本論に先立ち、議論の前提となる対諸侯王策各篇の作成時期を概観する。『新書』における諸侯王問題に關係する論説は、宗首・藩傷・藩疆・大都・等斉・益壤・樞重・五美・制不定・老通・属遠・親疏危乱・淮難の計一三篇がある（工藤二〇四）。詳細な論証は割愛せざるをえないが、それらの作成順序につき筆者は概ね以下のように考える。

・ 八年以降…淮難【淮南。淮南遺児封侯】

・ 不明…五美【濟北・淮南。淮難篇より降る？】

↓…宗首【五美篇を前提とする？ 濟北・淮南・呉】藩疆【五美篇を前提】

制不定【五美篇を前提。濟北・淮南・呉】

老通（前半部）【五美篇を前提。除関の提言】

・ 十二年以前…属遠【淮南】老通（後半部）【属遠・益壤と類似する内容】

↓十一年以降…益壤【淮南・梁懷王薨去。属遠との重複箇所】

・ 十二年頃…大都【治安策】等斉【治安策】親疏危乱【淮南。厲王の諡号】

・ 時期不明…藩傷 樞重

矢印は、明らかな先後關係を表す。【】内の記載は、作成年代判定の手がかりとなる事柄で、濟北王事件は孝文三

(前一七七)年、淮南厲王事件は六(前一七四)年、厲王遺児の封侯は八(前一七二)年、梁懷王薨去は十一(前一六九)年、厲王追尊・除関は十二(前一六八)年、対呉関係悪化時期は不明だが、おそらく淮南遺児封侯以降だろう。また大都・等齊にそれぞれ「痛惜」・「長大息」の語が見え、それは両篇が数寧篇の「臣窃に事勢を惟うに、痛惜を爲すべき者は一、流涕を爲すべき者は二、長大息を爲すべき者は六」とはじまる「治安策」の一部であることを示唆する。^⑦「治安策」作成は、十二年頃と考えられる。^⑧

結論からいえば、対諸侯王策は、孝文八年より十二年までの作成にかかる。^⑨八年は賈誼が長沙より復帰した年であり、十二年は賈誼の歿年とされる。『史記』屈原賈生列伝に「文帝復た淮南厲王の子四人を封じて皆な列侯と爲す。賈生諫めて、以爲らく患の興は此自り起らん、と。賈生數々上疏して、諸侯の或もの數郡を連ぬるは、古の制に非らず、稍之を削るべしと言う。文帝聴かず」とあるように、対諸侯王策は淮南厲王の遺児封侯以降に提出された複数のテキストであつて、ある特定の時期に一続きのものとして作成された首尾一貫したものではなかつたのである。^⑩

第一章 淮南厲王事件の衝撃

若き日の賈誼につき、^⑪孝文初年に博士となつて中央官界入りし文帝の側近として活躍したこと、周勃や灌嬰ら高祖以来の老臣たちに疎まれ、やがて長沙王太傅として斥けられたことはよく知られる。だがこの時期の諸侯王問題への認識は不明である。例えば孝文初年の太中大夫であつた頃の賈誼につき『史記』屈原賈生列伝は、「賈生以爲らく、漢興りて孝文に至るまで二十餘年、天下和治するに、當に正朔を改め、服色を易え、制度を法とし、官名を定

め、禮樂を興すべしとし、乃ち悉く其の事の儀法を草具し、色は黄を尚び、數は五を用い、官名を爲り、悉く秦の法を更めんとす。孝文帝初め即位するや、謙讓に未だ遑あらず。諸々の律令の更定する所、及び列侯の悉く就國するは、其の説皆な賈生自り之を發す」と様々な改革案を提示したことを伝えるが、諸侯王問題への論及は見えない。孝文三（前一七七）年に淮南厲王長が母の仇たる辟陽侯審食其を殺害した際、「諸侯大いに驕れば必ず患を生ず。適もて地を削るべし」（『史記 袁盎鼂錯列伝』）と主張した袁盎に比して差異は大きい。この時期、漢王朝は斉王家と対立しても、呉や淮南との対立は顕在化していなかったことも関係しよう。賈誼が諸侯王問題を論ずる契機は、長沙滯在中の六（前一七四）年に発生した淮南厲王事件であり、八（前一七二）年の淮南厲王遺児封侯であろう。

淮南厲王事件については、漢王朝の「公式見解」という限界はあるが、『史記』淮南衡山列伝の「……大夫但・士五開章等七十人棘蒲侯太子奇と謀反し、以て宗廟社稷を危うくせんと欲す。開章をして陰かに長に告げしめ、與に謀りて閩越及び匈奴に使わして其の兵を發せんとす……」との記述が重要である。これまでは専ら厲王の潜上行爲が着目されてきた。しかし事件はあくまで大夫但・士伍開章（啓章）らが棘蒲侯太子陳奇（榮奇。父は創業の功臣である大將軍榮武）と謀つて閩越・匈奴と通じたことの発覚が契機である。賈誼も事件につき、「罪人・奇狡・少年を聚めて、棧奇（榮奇—筆者注）の徒・啓章の等と通じて、謀りて東帝爲らんこと、天下孰か知らざるか」（『淮難』）と述べたことも見逃せない。厲王が罰されたのは、厲王が外国と通謀して「東帝」として自立を試みた、と看做されたことであつた。東帝の稱謂はかつて戦国期に斉閔王が用いたが、呉楚七国の乱においても呉王濞は「我已に東帝爲り。尚お何ぞ誰をか拜せんか」（『史記 呉王濞列伝』）と語る。厲王が「東帝」たらんとしたと看做されることは、漢王朝のもとに統合された「天下」が分裂することと同義だったのである。

文帝は厲王を極刑に処することを躊躇したが、大臣たちは強硬だった。厲王は蜀に流され、その中途において歿

した。二年後、文帝は厲王の遺児四人を封侯し、それが賈誼の対諸侯王策開陳の契機となった。事件の痕跡は、淮南難篇以外にも確認される。例えば五美篇は「貫高・利幾の謀生ぜず、機奇（柴奇—筆者注）・啓章の計萌さず」と淮南厲王事件の關係者に言及するが、その対とされる人物は貫高・利幾である。趙相貫高は高祖暗殺を計画した人物であり、陳公利幾は高祖五（前二〇二）に蜂起した楚將である。高祖時代の叛乱事件のうち、王ではない主犯格の人物を例示しただけであり、彼らを選んだこと自体の意味は見えない。厲王に直接言及することなく、事件を強調するための人物選択だろう。また制不定篇・益壤篇に黄帝と炎帝の兄弟間抗争への論及があるが、黄帝は文帝、炎帝は淮南厲王を指すのだろう。一方で濟北王の叛乱に単独で論及した事例は見えない。賈誼にとり、濟北王事件と淮南厲王事件の重要性は異なっていた。

さて今日、淮南難篇として残る賈誼の淮南四子への警戒論の作成につき『漢書』賈誼伝は、「時に又た淮南厲王の四子を封じて皆な列侯と爲す。誼上の必ず將に復た之を王とせんことを知るや、上疏して諫めて曰く……」と述べ、将来的に彼らを諸侯王とすることへの反対論とする。たしかにそれは重要である。しかし淮南難篇から読み取れる警戒論は、かかる意図の有無を超えたところにある。

是の如くんば、^{すなは}咫ち淮南王罪人の身なり、淮南の子罪人の子なり。罪人の子を奉尊するは、適に以て謗を天下に負うに足るのみにして、前事に解細する無きなり、且つ人肉を以て心と爲さざれば則ち已む。若し肉を以て心と爲さば、人の心知るべきなり。今、淮南の子少荘にして父の辱状を聞く。是れ立てば咫ち^{なみだ}泣衿に洽く、臥せば咫ち泣項に交わり、腸より腰肘に至るまで繆維するが如きのみ。豈に能く須臾にして忘れんかな。是れにして是の如くせざれば、人に非ざるなり。

賈誼が厲王の遺児に否定的な理由は、彼らが「罪人の子」であつたからである（芳賀二〇〇 六八頁・一九〇頁、池田二〇〇七 七五頁）。故に彼らを尊崇されるべき地位につけることは、天下の誹謗を負うことになるのだという。子の奉尊自体が天下の誹謗を背負うことになる程の厲王の「罪」とは、単に罪を得たという事実にとどまらず、「天下」の分裂を引き起こそうとしたことにある。賈誼が厲王の子を警戒する理由は、後文に「豫讓」や「子胥」が登場するように、父の屈辱を知る彼らが復讐者になることを恐れたからであり、彼らを列侯とすることは暗殺実行などの基盤を提供することと同義であつた。賈誼は封侯さえ忌避していた。復讐心が媒介となつて、父の罪状たる自立志向と結合し、遺児たちに継承されることこそが、もつとも警戒すべきことであつたのだらう。

淮難篇において滲み出るものは、淮南四子の封侯が意味する事柄に対する文帝の危機意識の薄さへの懸念であつた。それが一連の対諸侯王策の原点だったのである。

第二章 分国策と「地制」

賈誼の分国策は、すでに藤岡喜久男氏が以下の文に纏めている。

1. あらかじめ夫々の王の地を分けておき、その王子達は次を以て父祖の分地を受ける。その際、分地の数が多くて王子の数に超過した時には、其等の分を空にしておき、その子孫の生まれるのを待つて受封させる。
2. 受封していた王が有罪で、その地が漢に没入されたものは、（卷四十八・賈誼伝師古注参照）

a. 犬牙錯綜した諸侯国の国境を整理する為に用い（同右師古注参照。）

b. 又、其の子孫を封ずる時に、その分地の数によつて之を償還するのに用いる。例えば、十県合封の人の子孫であれば、その十県がその子孫に与えられるように。（同右劉放注参照。）

3. 即ち分国をするが、その際一寸の地一人の衆も天子に於いて利することなく、誠に定治するのみである。

（藤岡一九五四 八六頁）

鎌田一九六〇以降の研究は、2bを除けば、藤岡氏の見解を概ね踏襲する。そして後続の研究が問うてきたのは分国策の背景となる思想であり、特に賈誼が「郡国制」を否定せず、また諸侯王の領有地を削減し漢王朝の直轄地を増やすことさえも要求しなかった理由として、血縁的關係・宗族的結合への配慮が挙げられた（金谷一九六〇、芳賀二〇〇〇、工藤二〇〇四など）。なかでも工藤卓司氏は、諸侯王国が大国で、諸侯王が成年であるほど背く傾向があることを前提に、諸侯王個人の資質には期待せず、王国が一定の規律に従つて分割されてしまえば、諸侯王は漢に背く心など起こさなくなると論じた（工藤二〇〇四 一八一—三頁）。

一方で工藤氏は、分国策の特徴に「地制」（あるいは「地里」）の重視があることも指摘する。「地制」重視は、以下の制不定篇の記述に窺える。

炎帝は、黄帝の父母を同じくする弟なり。各々天下の半を有つ。黄帝道を行い、而して炎帝聴かず、故に涿鹿の野に戦い、血流杵を漂わす。夫れ地制得ざれば、黄帝よりして已に困しむ。

これに従えば、黃帝と炎帝の兄弟対決は、「地制」が存在すれば発生しないはずである。だが「地制」の具体的内容は、「諸侯王国を予めいくつかの国に分けておき、諸侯王の子孫をそれらに封じていくもの」(工藤二〇〇四 二二頁)という以上は判然としない。炎帝(淮南厲王)の国の分割方針をあらかじめ定めておけば、兄弟対決が発生しなかったという論理はありえるのだろうか。分割方針以外の要素も想定される。

『新書』において分国策が明確に言説化されたものに、五美篇がある。その冒頭に「海内の勢身の臂を使い、臂の指を使うが如く、制に従わざるは莫し」との一節がある。賈誼にとり「海内の勢」は、胴体が肘の動きを規定し、肘が指の動きを規定するのと同様に、「制」に規定されているものであつた。そして以下の分国策の具体的内容が記述される。

割地の定制。齊若干國と爲し、趙・楚若干國と爲すは、制既に各々理あり。是に於いて齊悼惠王の子孫之を分地に王として、盡くれば止め、趙幽王・楚元王の子孫も、亦た各々次を以て其の祖の分地を受け、燕・呉・淮南の佗國も皆な然りとす。^⑧其の分地衆くして子孫少なき者は、建つるに以て國を爲し、空しくして之を置き、其の子孫の生まるる者を須ちて、擧げて之を君たらしむ。諸侯の地、其の削りて頗る漢に入るる者は、其の侯國を徙し、及び其の子孫を彼に封ずるを爲すや、數^{すう}やかに之を償する所以なり。故に一寸の地・一人の衆も天子利とする所無く、誠に以て地を定むるのみ。故に天下咸な陛下の廉を知る。

まず「割地定制」は、これまで「諸侯王の地を割くのに次のように制を定める」(鎌田一九六二 二二二頁)などと解釈されてきたが、ここでは「諸侯王の地を割くための定まった基準」とする。何故なら、本文ではこれにつづけて

「齊若千國と爲し、趙・楚若千國と爲すは、制既に各々理あり」とあるが、それはすでに実行された分国の事例を述べるものであり、新規の制度の制定という意味では「割地定制」の語を解することはできないからである。結論的にいえば「割地定制」は文中における「小見出し」として機能するものであり、以下の文章でその内容が説明されるのである。なお五美篇の主題である「地制」とは、「割地の定制」を略した表現であらう。

さて、すでに実行された分国についてだが、斉・趙は孝文二（前一七八）年、楚は文帝期には分割されていないが、戦国期までの楚の疆域は、項羽によつて西楚・九江・衡山・臨江に分割され、高祖即位ののち幾分かは漢に編入され、残りは楚・荆（呉）・淮南・淮陽などに再分割されたものである。賈誼の分国論は歴史的経緯を踏まえたものであり、最初に実行済みの分国を取り上げたのは、それがモデルケースとなるからである。

つづいて、燕・呉のみならず、淮南の分割も祖上にのせられる。六（前一七四）年に国除された淮南国は、十二（前一六八）年に城陽王喜が移封されるまで諸侯王国としては存在しない。賈誼は王座が空白でも淮南国の存在を前提とする。作成時に存在しない諸侯王国の分割を問題にすることは、それが将来実行されるべき事柄であることを意味し、淮南国という枠組が牢固として存在していたことを示唆する。

つまり、「地制」とは、各国の地理的区分のことであつた。そして前漢前期においては、「齊悼惠王の子孫之を分地に王として、盡くれば止め、趙幽王・楚元王の子孫も、亦た各々次を以て其の祖の分地を受け、燕・呉・淮南の佗國皆な然りとす」とあるように、高祖年間の初封の王の分地が、各国の「地制」であつた。「地制」を定めるとは、歴史的な「地制」という枠組の範囲内で、諸侯王国の分割の基準を事前に定め、各国の区分を明確にすることである。まさしく「諸侯王の地を割くための定まった基準」といえる。「地制」は、諸侯王国が本来有しうる地を侵奪する意図がないことを示すというかたちで、漢王朝さえも拘束するものであつた。

諸侯王国が削地された場合はどうか。削地は、袁盎のかつての主張であり、それは対諸侯王策の濫觴とされる（市村一九三九 三五六頁など）。賈誼の議論も削地が前提だが、この場合はむしろ削地の実行後が主眼である。それが「諸侯の地、其の削りて……之を償する所以なり」のくだりであり、藤岡一九五四は『漢書』賈誼伝の顔師古注をもとに2a「犬牙錯綜した諸侯国の国境を整理する為に用い」と解釈し、劉攽説に従つて2b「又、其の子孫を封ずる時に、その分地の数によつて之を償還するのに用いる。例えば、十県合封の人の子孫であれば、その十県がその子孫に与えられるように」と理解した。

だが前者の2aに関しては、賈誼伝・『新書』とも原文に「犬牙錯綜した諸侯国の国境」を示唆する箇所はなく、「国境の整理」と諸侯王の叛乱抑止の具体的な因果関係の説明もない。おそらく『漢書』文帝紀の「高帝子孫を王とするも、地犬牙相制するは、いわゆる磐石の宗なり」に触発された顔師古の臆説だろう。なお『新書』においては分国のモデルケースを示す箇所を、賈誼伝は「齊・趙・楚をして各々若干國と爲さしめ、悼惠王・幽王・元王の子孫畢く次を以て各々祖の分地を受け、地盡くれば止め、及び燕・梁它國も皆な然り」と、これから実行されるべき分国を併せて記述する。賈誼伝に依拠する限り、「地制」を「地犬牙相制」とするほかになく、顔師古は「国境の整理」との解釈に至つたが、2aはそもそも成立しえなかった。

また劉攽説をベースにした後者の2bに対しては、鎌田一九六二が『漢書補注』所引の錢大昕説（実際には沈彤）に従つて「其の子孫を封ずるなり（封其子孫也）」を「其の子孫を他に封ず（封其子孫他）」と読み替え、賈誼の議論を「もし諸侯王が有罪で、その封地の多くが漢朝に没入されたときには、残存の封地が小さいために子孫が受封できない場合を生ずる。そこで、その王国内にある侯国を他所に徙し、あるいは王国内に封地を得られない子孫を他所に封ずる。かくして、漢朝は削つた数だけ償還することになる」（二二二頁）とする。もつとも現行本『新書』は「封其子

孫於彼也」に作るため、この解釈は成立しない。少なくとも、子孫の封侯地を削地以前の諸侯王国の地と想定されていたことは動かず、2bは藤岡氏の解釈がもつとも妥当であろう。

これまで賈誼の対諸侯王策が論ぜられる場合、血縁的關係・宗族的結合への配慮が取り上げられる傾向が強かった。たしかに血縁的關係は重要である。しかし実際に論を規定したのは、諸侯王国、否、前漢時代以前から存在した諸侯国の存在自体であった。当時のひとびととり、齊・燕・楚などの諸国の存在は所与のものであった。そのため六国すべてが滅ぼされても、各国の復古がなされる場合「諸侯皆秦に反して自立す。齊、古の建國なり、儋、田氏なり、當に王たるべし」(『史記』田儋列伝)などと称して王として自立できたのである。齊が国として存在しうる正統性は、何よりそれが古くから存在していたからに尽きる。そして霸王項羽が各国を分割しても、楚漢戦争のあいだに楚を除くすべての国が元の状態に回帰した(松島二〇一四)。六国の旧王族・世族が関中に移されると、諸侯国人が自立する際に旧王族を奉戴することは不可能となった。だが古い觀念は容易に消え去るものではなく、昭帝期において燕王旦が奪権を試みる際に「且つ燕國小なりと雖も、成周の建國なり、上は召公自り、下は昭・襄に及び、今に于いて千載、豈に賢無しと謂うべきかな」(『漢書』武五子伝)と、召公奭以来の古きでもって正当化を試みた(森谷二〇〇五 四頁)。賈誼の時代、長沙国を除いて諸侯王はみな劉氏であった。しかし劉氏内部の「宗法」的な規律のみで諸侯王国を統御することは困難であり、各国のひとびとが抱く古くからの「国」の觀念にも顧慮する必要がある^⑧たのである。文帝につかえる賈誼にとり、劉氏を玉座に据える漢王朝と諸侯王国からなる「天下」は前提であり、戦国期以前の回帰は暴論であった。賈誼が高祖による初封時の分有地を漢王朝と諸侯王国が守るべき「地制」と論じたのは、そのためであった。

以上の如き「地制」を前提とした賈誼の分国策は、工藤氏の指摘する諸侯王個人の資質に期待を寄せない冷厳さ

と表裏一体である。その認識は、以下の藩疆篇の記述にも表れる。

竊かに前事を述うに、大抵疆き者は先に反す。淮陰楚に王たりて最も疆ければ、則ち最も先に反す、韓王信胡に倚れば、則ち又た反す、貫高趙資に因れば、則ち又た反す、陳豨兵精疆なれば、則ち又た反す、彭越梁を用うれば、則ち又た反す、黥布淮南を用うれば、則ち又た反す、盧綰北に國して最も弱ければ、則ち最後に反す。

賈誼は、高祖期の叛乱は強い者から順に叛逆したとする。これは、彼らが長沙国のような小国か、功臣列侯のように一県のみであれば背くことはなかったと論じるもので、諸侯王個人の資質を度外視した分国策を補強するものであった（工藤二〇〇四 二二—二三頁）。もともとそれは、最初に叛乱を起こした燕王臧荼や、五美篇では言及される陳公利幾を捨象したものである。分国策の理論的枠組の確立のため、史実が犠牲にされたのである。

賈誼の分国策が一元的郡県制を指向せず、「郡国制」の枠内にあることは、これまでも指摘されてきた。もともと分国自体は、賈誼の分国策提唱以前からある。また文帝は諸侯王の王子を封侯する際、食邑をかつての王国の封域内に設定したが（鎌田一九六二 一九九—二〇三頁）、それも賈誼以前からである。賈誼の分国策は既定の方針の延長にある。ただし、世代交代にともなう分国は長期スパンを要し、^②削地とその後の措置も個別の事件に対応するもので、他の諸侯王国への適用の保証はなかった。賈誼が屋下に屋を架するかたちで分国策を提唱したのは、「地制」の重要性を喚起し、分国を制度化するためであった。

第三章 淮南問題と「地制」

それでは、淮南厲王事件という特定の事件を問題意識の出発点とした賈誼は、どうして諸侯王問題を構造的問題として考えるようになったのか。その背景には、淮南厲王事件の様相があるだろう。

淮南厲王は「東帝」たろうとした一つまり、兄弟を全否定する意図はなかったと、賈誼は考えていた。おそらく文帝も同様であろう。だが厲王の「善意」は、再び「天下」の分裂を招きかねない点で、篡奪よりも危険な面があった。だからこそ大臣たちは厲王の死罪を要求し、賈誼も淮難篇において厲王の遺児に否定的な所見を披瀝したのである。しかも文帝は、かつて厲王の復讐殺人を容認していた。厲王遺児の復讐心を断罪し、彼らの行動を事前に阻止する手段を、漢王朝は有さなかった。

賈誼の淮南遺児への危惧論は、分国策と矛盾するとされる。例えば鎌田氏は、淮南王子に関する議論につき、諸侯王が有罪によつて削地された場合でも、その子孫を故地に王としても差し支えないのだから、淮南四王子に反対することは分国策の限界を示すと論じた（鎌田一九六二 二二三頁）。かかる見解に対して、厲王遺児への危惧は彼らが謀反者の子であるから、あるいは叛乱抑止の目的を重視すべきとする観点から、矛盾や限界ではないという議論もある（芳賀二〇〇〇 一八九—一九〇頁、池田二〇〇七 七五—七六頁）。だが工藤二〇〇〇が指摘したように、賈誼の分国策は、諸侯王の個人的資質に一切に期待を寄せないものである。諸侯王の資質には、王個人の賢愚や皇帝への忠順さのみならず、父祖の罪の有無さえも含まれよう。現に賈誼は五美篇において、諸侯王の削地が行われた際の子孫の「地制」の範囲内における処遇を論ずる。削地は、諸侯王の罪に対する罰である。厲王の子孫のみを例外にできない。矛盾は、残りつづけるのである。

もつとも「淮南遺児への危惧は分国策と矛盾する」との命題は、実際には成立しない。「はじめに」で述べたように、淮難篇は五美篇に先行する。これは、淮難篇の如き淮南王子を危険視するだけの粗放な言辞が、五美篇に見える理論的かつ普遍的な分国策に展開したものであることを示す。鎌田氏の懸念する矛盾は、矛盾ではなかった。淮難篇以外の諸侯王問題に関わる論説において、厲王遺児への処遇に論及されることはない。「地制」に依拠した諸侯王国の分割は、厲王の遺児たちが内心で漢王朝や文帝に害意を抱こうとも、実際の叛乱行動に繋がる可能性を低下させるはずであった。賈誼の分国策は、当初の情緒的な厲王遺児復権反対論を自ら乗り越えるために構想された。やがて淮難篇のような暗殺者への危惧も見えなくなっていたのである。

それでは、分国策はいかにして形成されたのか。解明は困難だが、要因のひとつに、淮南遺児四子の復権が朝廷において既成路線化しつつあったことがあろう。かつて淮南王への削地を主張した袁盎は、文帝に淮南遺児への復権を勧めたことで朝廷に重んじられるようになった。^② 賈誼はかかる政治状況と妥協し、淮南四子復権阻止の看板を下ろしたのであろうか。加えて文帝の警戒する斉王家の問題も解消されたわけではない。分国策は、賈誼と文帝双方の問題意識を止揚するものであった。

さらには呉王との隙間風も加わった。五美篇には見えない呉への危惧は、「今呉又た告げらる」（宗首）、「今呉告げられること有り」（制不定）と記述されるようになる。きっかけは皇太子（のちの景帝）が遊戲の際に、呉太子を喧嘩のうでで殺めたことである。文帝は太子の遺骸を呉に送り返したが、腫れ物に触るような対応のためか、呉王は「天下同宗ならば、長安に死せば即ち長安に葬らん。何ぞ必ずしも來葬せんや」（史記「呉王濞列伝」）と激昂し、入朝しなくなった。もつともこの時点で呉王に自立志向はなく、景帝が削地に乗り出すまではそうであったという（張福運二〇〇三 一二四頁）。太子の長安での埋葬を望んだことも含めて、呉王は劉氏間の修好を優先した。しかし呉王

への疑いは沸き立つたようである。孝文三（前一七七）年時点では友好関係にあった淮南国・呉国との亀裂は、賈誼に問題は強大な諸侯王国の存在自体にあると確信させるに至ったのであろう。

一方、分国策のコンセプトに従って淮南国が再設置された場合、王座に即くべき人物は誰であるのかを、賈誼は明言しない。属遠篇などの他の論説においても、淮南の地を再び諸侯王の地とすることへの要求にとどまる。²⁴ 厲王遺児に対する警戒心は、論理としては超克されても、賈誼の心に燐りつづけたのである。

第四章 除関と「天下」の一体化

以上に論じたように、分国策は賈誼の主唱にかかるものではなかった。分国自体は文帝政府の規定路線であり、賈誼のをしたことは、分国の基準として「地制」という枷を与えたことである。分国策の目的はあくまで叛乱抑止であつて、一元的郡県制の確立が目的でない。賈誼の対諸侯王策が目指した地平は何処にあつたのだろうか。

孝文十二年三月（賈誼の歿年でもある）、文帝は各地の関を除き移動に際しての伝を不要とした。²⁵ 除関は秦の苛法を除く政策の一環と評され（大庭一九八二 五九八頁）、郡国間の商業活動、物資の輸送が促進されたという（稲葉一九七六 一四七頁）。また除関によつて「同姓にして一家を為す」天下を実現させ、これまで国と国との敵対的關係であつた漢王朝と諸侯王の關係を変化させる一大画期となつたともされる（臧知非二〇一〇）。もつとも、匈奴や南越に接する地域の関などが残されたように、すべての関が廃止されたわけではない（紙屋一九七八 三三四頁）。

除関に賈誼が関わっていることは、以下の普通篇より確認される。²⁷

武關・函谷・臨晉關を建つる所爲は、大抵山東の諸侯に備うる爲なり。天下の制陛下に在り。今大諸侯其の力多くして、因りて關を建て之に備うるは、秦時の六國に備うるが若きなり。豈に地勢を定め、備うべきの患を無からしめ、因りて兼愛無私の道を行い、關を罷め天下を一通し、區區を以て獨り關中を有つ者無からしむるに若かんや。

賈誼の論点は、現在の關を設けて諸侯王国に備えている状態を戦国期における秦と六國の關係に擬えたうえで、どうして地勢（地制）を定めて、備えるべき諸國間の患いをなくし、兼愛無私の政治を行い、關を廢止し天下をひとつに通じるようにし、関中の維持にのみ拘らないことに及ぶものだろうか、とするものである。壹通篇は専ら天下を一体化させることを論ずるが、それは後文に「豈に一たび地制を定むれば……」などとあるように、「地制」が定まり諸侯王の叛意が失われていることが前提であつた。賈誼の分國策は、諸侯王の細分化による抑圧以上の見通しを有していた。

さて、このころ鼂錯の提言にかかる納粟授爵が開始され、除關が行われた十二年には租税が半額に免除された（翌年以降は全額免除）。納粟授爵の主目的は、北辺の備蓄の充実であつた。また翌十三（前二六七）年の肉刑の廢止と刑期の導入からなる刑制改革も、宮宅二〇一一は、労働力の効率的な利用を目指したものとし、納粟授爵とともに北辺防衛と関連付けて論じる（二五五—一五八頁）。漢王朝は北辺防衛力の強化を図り、賈誼もそれに関与していた（松島二〇二五）。除關による「天下」の一体化もその一環で、「秦時の六國に備うるが若き」と評される程に対諸侯王国防衛に用いられていた国力を北辺に振り向け、さらには交通・物流の自由化によつて国力そのものを増大させることが目的であつた。

かかる除閼政策の最初の提唱者がはたして賈誼であるのかは不明だが、少なくとも賛意を表したことは確かである。そもそも賈誼の分国策が「地制」に依拠したものである限り、強本弱末が困難になる懸念があつても、除閼の批判は難しかった。賈誼の分国策は、漢王朝と諸侯王国それぞれが本来的に所有しうる土地をあらかじめ画定したうえで、諸侯王国を分割し、諸侯王が潜在的に有する漢の皇帝への叛意を殺ぐものである。物流自由化の結果、商業が盛んになり、一部の諸侯王国の地に財貨が蓄積されても、面積的に縮小した諸侯王国は皇帝の危惧の対象にはなりえないはずである。ただ壹通篇において除閼は、「地制」を定めて以降に行うべきとされる。賈誼の分国策は、諸侯王の生前には王国分割のための基準の作成にとどまり、世代交代によつてはじめて分割される以上、除閼を実行しても問題がないと考えられる程の「地制」の画定は、はるか未来のこととも考えうる。

もつとも文帝は、積極的であつた。除閼実行の時点において呉・楚は分国されていないが、文帝にとつては、淮南の地を王国に戻すなどのかたちで、漢王朝に諸侯王の地を侵奪する意図がないことを示すことができれば、それで充分だったのだろう。分国の基準の画定も、『史記』屈原賈生列伝の「諸侯の或もの數郡を連ぬるは、古の制に非らず」との解釈より類推すれば、既存の枠組である郡が分国の基準と理解されていた可能性が高い。「地制」を定めるには、あとは文帝自身の廉潔さを「天下」に示すだけだった。諸侯王個人の資質を度外視したとされ、また漢王朝をも拘束する分国策は、「天下の制陛下に在り」との記述に窺えるように、根本的部分で皇帝個人の意思に依存していた。

さて賈誼は、最晩年の作成と推測される「治安策」の一部である大都篇において、諸侯王国の巨大さに痛惜し、同じく等齊篇においては、漢王朝と諸侯王国双方の官名・秩次が同一であることによる諸侯王の心への悪影響を長太息した。「治安策」に「地制」への明確な論及は確認されないが、これらも「地制」を定める（『諸侯王の治めるべ

き土地・人民の存在を将来的にも保証する)ことが前提にあらう。諸侯王国の巨大さへの危惧は、「地制」を前提とした分国を推進する言説であり、官名・秩次への懸念は、諸侯王国に対する漢王朝の優位性を客観的に示すことを勧めるもので、「天下」一体化の方針と矛盾しない。ただ賈誼としては、北辺防衛を優先し積極果敢な方向に突き進む文帝に対し、諸侯王問題を示唆することで、慎重な姿勢を崩さないよう求める意図があつたのだらう。

おわりに

賈誼が長沙より帰還した孝文八(前一七二年)は、淮南王子復権を勧めた袁盎の影響力が強まった時期でもあつた。袁盎は、文帝に取り立てられたという点で、賈誼のライヴァルといえる。さて、文帝期の対諸侯王政策全般については、叛乱が発生した場合、まず宗室全体に対して優遇策を施し、その後、謀叛した王家に対して封侯などの直接的な恩典を与えることで、「郡国制」による政治体制の維持を図つていたと評される(杉村二〇〇五 一七—二〇頁)。厲王遺児の復権も、恩恵を施すことで、与える者としての文帝の優越性を確保する試みといえる。袁盎の提起が文帝の受け容れるところとなり、規定路線化した背景には、漢王朝と諸侯王国の並存のためには、皇帝が諸侯王に対する優越性を絶えず主張しなければならないという当時の国制のありかたが関係していた。一方、賈誼は淮南厲王の遺児たちに否定的な所見を発した。六年の時点において大臣たちは厲王の死罪を求めたが、八年以降、厲王の遺児にまで懸念を抱いた人物は、賈誼のほかにはいたのであらうか。

その後、賈誼は諸侯王問題を、漢王朝と諸侯王国からなる「天下」における構造的課題として、歴史的経緯に基づき「地制」に準拠した分国策を構想した。そして除関による「天下」の一体化に至った。「地制」に基づいた諸侯

王国分割と、除閔による「天下」の一体化促進は、ともに漢王朝主導による秩序構築を指向する。情緒的な淮南遺児への危惧から出発した賈誼の対諸侯王策は、のちに冷徹な分国策となり、やがて除閔政策として未来を展望するものに変貌したのである。賈誼の提言と文帝の政策との相互関係は、現在の資料状況では充分には解明できないが、「天下」の一体化というヴィジョンが、分国策に導かれた夢であったことはたしかである。他方で袁盎は、時期は不明だが、隴西都尉に転出し、再び中央官に就くことはなかった。袁盎の運命の変転が、賈誼の言論と関わるものであったのかは不明である。ただ文帝が、十二年に淮南の地に城陽王喜を移封し、厲王遺児復権路線を停止したことはたしかである。賈誼の言論は、文帝に届いたはずだった。

もともと賈誼の対諸侯王策は、何時しか忘れられた。例えば『史記』屈原賈生列伝は、賈誼の対諸侯王策を「賈生数々上疏して、諸侯の或もの數郡を連ぬるは、古の制に非らず、稍之を削るべしと言う」と要約するが、諸侯王国が複数の郡を有する状態を「古の制」ではないとする認識は、「地制」への理解を欠く。対諸侯王策が忘れられた一因に、孝文十四（前二六六）年より後元二（前一六二）年までつづく足掛け五年の対匈奴戦役があろう。それは、賈誼も深く関与した当時の漢王朝の外交・防衛政策の失敗であった（松島二〇一五）。敗戦に先立つ孝文十六（前一六四）年、前年の斉王則の薨去にともない、文帝は斉国を六分割し、淮南三王子（二人はすでに薨去）を諸侯王に昇格させた^③。賈誼の対諸侯王策は淮南王子への危惧が原点であったが故に、彼も関与した北辺防衛強化策が匈奴の侵攻を招くと、厲王遺児への危惧論も説得力を低下させたのだらう。淮南三子の諸侯王擁立は、賈誼が否定した袁盎の路線への回帰であった。除閔はしばらく継続したが、呉楚七国の乱後、閔は再設置された。賈誼の分国策が遺したものは結局、殆どなかったのである。対諸侯王策提唱者としての賈誼の再評価は、『史記』擱筆以降である。

もともと文帝期の対諸侯王政策には藩屏強化策もあり、治世後期の対諸侯王関係の安定化、呉楚七国の乱と対諸

侯王政策との関係^④、そして賈誼の心に燦りつづけた淮南問題の行方などは、本稿で検討していない。対諸侯王政策全体の評価は、今後の課題となろう。

注

- ① 賈誼の分国策を扱ったものとしては、日本においては藤岡一九五四、金谷一九六〇、鎌田一九六二、芳賀二〇〇〇、秋川二〇〇一、工藤二〇〇四、池田二〇〇七などが、中国においては周双利一九七四、賀凌虚一九八八（八〇—八二頁）、柯志强二〇〇六、賈曉冬二〇〇九、陳美麗・鍾麗英二〇一〇などがある。
- ② 杉村伸二氏は杉村二〇〇五、二〇〇八などの論考において「郡国制」の意義を高く評価するが、阿部幸信氏は阿部二〇〇八などにおいて諸侯王国を漢の「外」にあるものと看做し「郡国制」の語の使用自体を否認する（詳細は松島二〇一三）。また制度史方面でも森谷二〇〇五のように、「郡国制」の詳論こそないものの、かかる時代性を前提とした論考もある。
- ③ 芳賀二〇〇〇、工藤二〇〇四、池田二〇〇七、杉村二〇〇八など。
- ④ 前近代中国における『新書』評価は様々だが（閻振益・鍾夏二〇〇〇に詳しく紹介される）、『四庫全書総目提要』以来、現行本『新書』は『漢書』所載の論説を改変して作成されたとする見解が主流であった。対諸侯王策に関しても、『漢書』賈誼伝における諸侯王問題を扱った論説は、二篇を除き「陳時政疏」と称される一続きのテキストに見えるため、一連の対諸侯王策は『漢書』の記述を起点とすべきことが自明視されてきた。
- ⑤ 中国においては、特に余嘉錫一九八〇が重要だが、徐復視二〇〇一（七〇—七四頁）も『新書』テキスト問題に論及する。また日本においても城山二〇〇一、二〇〇四、工藤二〇〇三がそれぞれ『漢書』よりも『新書』を優先すべきとする見解を打ち出し、対諸侯王策についても工藤二〇〇四、池田二〇〇七、阿部二〇一二は上記の展開を受け現行本『新書』を軸に賈誼の言説・思想を分析する。もともと工藤二〇〇四は、『史記』・『漢書』に見える賈誼と『新書』の撰者とを区別するべきとして「作者」の自明性に疑義を呈するが、本稿では後人による改変も考慮するも、基本的にはひとりの人物の著述が原型になったと考ええる。
- ⑥ もっとも阿部二〇一二は、賈誼の論説を同時代の素描として扱ったものだが、分国策などの対諸侯王策には論及しない。

- ⑦ 漢書所載の「陳時政疏」は一般に「治安策」と称されることが多いが（古い例では南宋・黃震『黃氏日抄』巻五八）、ここでは数寧篇に論及される時世を「痛惜」・「流涕」・「長太息」した論説のみを「治安策」とする。
- ⑧ 無蓄篇は、末尾近くに「流涕」とあるように、本来「治安策」の一部を構成していたが、同篇には「漢之爲漢幾四十歲矣」とのフレーズもある。これは「治安策」が、高祖元（前二〇六）年より三八年目の孝文十二年（賈誼の歿年）までに作成されたことを示す。なお無蓄篇の「四十歲」は、従来「三十歲」の誤りとされてきたが、訂正の必要はないだろう（李爾鋼一九九九）。
- ⑨ 芳賀二〇〇〇も、対諸侯王策は淮南国の処置問題が先行したとする（一八七—一八八頁）。
- ⑩ これまで賈誼の長沙からの復帰時期は、梁太傅・賈誼の上疏を孝文六年に繋げる『資治通鑑』の認識が前提とされる傾向があった。一方で、長沙転任より三年目に作成された服鳥賦冒頭の「單闕之歲兮、四月孟夏、庚子之日施兮」（『史記』屈原賈生列伝）との太歳紀年による日付を、錢大昕『二十二史考異』卷五「史記五は孝文七（前一七三）年のこととし、新城一九二八も同年四月二九日とする（五〇一一五〇二頁）。賈誼の長沙からの復帰は、翌八年と推測される。なおこの前後の賈誼の経歴は、城山二〇〇六にも詳しい（一一四—一一九頁）。
- ⑪ なお本稿では、『新書』の底本に明・長沙吉王府本（四部叢刊本）を使用し、朱國隆本（中國子学名著集成）、漢魏叢書本、清・盧文弨校本（叢書集成初編）、王洲明・徐超一九九六、閻振益・鍾夏二〇〇〇、方向東二〇〇〇、吳雲・李春台二〇一〇を適宜併用した。特に盧文弨校本は、現在確認できない「建本」・「潭本」という二種の「宋本」が引用されており、極めて有用である。また訓読本に、盧校本を底本として一九二四年に国民文庫刊行会より刊行された国訳漢文大成本（解題・訳註は山口察常氏）もある。
- ⑫ 賈誼の伝記は王興國一九九二が代表的。また年譜には城山二〇〇六などがある。
- ⑬ 漢王朝と斉王家との対立構造については布目一九五一、郭茵二〇〇四など。一方で済北王興居が叛乱を起した孝文三年は、呉王濞・淮南厲王長の入朝年でもあり（『史記』漢興以来諸侯王年表）、呉・淮南との対立は顕在化していなかったと推測される。
- ⑭ 制不定「炎帝者黄帝同父母弟也。各有天下之半。黄帝行道而炎帝不聽、故戰涿鹿之野血流漂杵、夫地制不得」・益壤「故黄帝者、炎帝之兄也。炎帝無道、黄帝伐之涿鹿之野、血流漂杵、誅炎帝而兼其地、天下乃治」。
- ⑮ 淮難篇に取り上げられる歴史上の復讐者・暗殺者につき、復讐者の例として「豫讓爲智伯報趙襄子、五起而不取者、無他、資力

少也。子胥之報楚也、有呉之衆也。白公成亂也、有白公之衆也」と、豫讓の失敗の原因を資力の少なさに、伍子胥の成功や、(本来の目的である鄭への復讐は遂げられなかったが)白公が楚を混乱させたのは、彼らが手勢の多さに恃んでことをなしたからとする。また暗殺者の例として「闔閭富故、然使縛諸刺呉王僚、燕太子丹富故、然使荊軻殺秦王政」と、のちに呉王になる闔閭や燕太子丹は富んでいたから専諸や荊軻のような暗殺者を用いることができたとする。賈誼が伍子胥や白公勝の「衆」をいうのは、淮南四子が「四子一心未異」への懸念、闔閭や燕太子丹の「富」をいうのは彼らに財産を与えることへの危惧からであろう。これらの論理は、列侯でも通用する。

①⑥ 淮南厲王事件とその背景ならびに淮南王家の歴史については楯身二〇一六も詳しい。なお氏は厲王に積極的な叛意がなかったと推測し、賈誼の厲王遺児への懸念を彼らの復讐心に求めるなど、その論点は本稿にも近いが、一方で事件の原因を厲王の支持者が彼を皇帝候補と考えたことに求め、厲王支持Ⅱ「天下」分裂の可能性には言及しない。

①⑦ 賈曉冬二〇〇九や陳美麗・鍾麗英二〇一〇も「地制」に着目するが、具体的分析は乏しい。

①⑧ 『漢書』賈誼伝は、「燕・呉・淮南它國皆然」の箇所を「燕・梁它國皆然」に作る。これにつき芳賀二〇〇〇は主に『漢書』所載の「陳政事疏」の記述に依拠して、藩屏である梁さえも分国の対象に含めたことをもって、分国策が政治的なものではなく、すべての諸侯王国を対象にした理念的なものと論ずる。もともと「陳時政疏」に「梁」が登場するのは、『漢書』が「治安之策」復元を行う際に現行本『新書』の祖本とは異なる賈誼集のテキストを用いた結果、「梁」字のあるテキストが採用されたに過ぎず、その過大評価は禁物だろう。

①⑨ 中山哀王の子劉長(本文に例示した燕国群臣への命令の作成者)や斉孝王の孫劉沢の存在に示唆されるように、燕王旦事件(第一次)は列侯にさえなれなかった宗室諸子の支持に依存したもののだが、だからこそ彼らは群臣の説得を図るために伝統的な観念を必要としたのである。燕王旦事件については、西嶋一九八三。

②⑩ 芳賀二〇〇〇も、「賈誼の分国策は、その理念的な側面を無視するなら、諸侯王の強大化を防ぐ策略としては別に目新しいものではない」と述べ、実例として項羽の楚・秦、高祖の楚、呂太后の斉、文帝即位直後の斉・趙・代の分割を取り上げる(六四頁)。

②⑪ 芳賀二〇〇〇は賈誼の分国策を、諸侯王の生前において王国を親族に分配するものとして、武帝期の推恩の令に類似するものと

捉える（二八八頁）。しかし賈誼の分国策はあくまで、諸侯王国の分割の基準を事前に定めることを求めたものである。

②②『史記』袁盎鼂錯列伝に、淮南厲王の歿後のこととして「於是上乃解、曰『將奈何』。盎曰『淮南王有三子、唯在陛下耳』。於是文帝立其三子皆爲王。盎由此名重朝廷」との記述がある。『漢書』では削除されるこの記述につき、『史記会注考証』は、「三子爲王在後年、是時姑爲列侯耳、傳終言之也」とする中井積徳説を引く。なお楯身二〇一六も、前掲の事例を含めて、この時期の朝廷内における淮南遺児復活のムードに言及する（三九一―三九二頁）。

②③ 吳王が太子の長安での埋葬を望んだ論理については、尾形一九七九（二四九―二五〇頁）、一九九八。また尾形一九九八は、吳王激昂の理由を「特別あつかい」にされたことに求める。

②④ 淮南を諸侯王国に戻す議論は、芳賀二〇〇〇（六六頁）、杉村二〇〇五（一〇頁）など。

②⑤ 漢代の関については、大庭一九八二、紙屋一九七八に詳しい。

②⑥ 除関に商業振興の意図を見る場合、孝文五（前一七五）年の盜鑄錢令の廃止と併せて考えられる（紙屋一九七八 六頁）。

②⑦ 閻振益・鍾夏二〇〇〇 一一四頁。なお孝通篇は前半部と後半部で内容が異なることから、本来は別の文章であった可能性が盧文昭以来指摘される（芳賀二〇〇〇 二五八頁）。筆者自身は孝通篇のテクスト問題への答えは現在有さないが、除関に關係する箇所が前半部にあることを理由に、芳賀二〇〇〇はこの箇所が益壤篇とほぼ同時に作成されたとする。

②⑧ 閻振益・鍾夏二〇〇〇は、「地勢」は「地制」と同様のものとする（一一四頁）。

②⑨ 芳賀二〇〇〇は、この租税減免は、賈誼の影響もあつたのではないかとする（九一頁）。

③⑩『漢書』食貨志上「於是文帝從錯之言、令民入粟邊……」。

③⑪ 特に文帝の場合、高祖劉邦のように諸侯王から推戴されるという手続きを欠いたまま即位した経緯が関わっていると推測される。

③⑫ 楯身二〇一六は、厲王遺児復権の反対者として賈誼ばかりでなく、時の丞相張敖もいたとし、彼が立場を失ったことが淮南三子擁立に繋がったとする（三九六―四〇〇頁）。もともと張敖が淮南遺児復権反対派の中心人物であったのかは、不明である。ただ陳末の作成にかかる陸徳明『經典釈文』以来、賈誼は張敖から左氏学を学んだとの伝承があり（城山二〇〇六 一二三頁）、これは賈

誼と張蒼が政治的に密接な關係を有していたと看做されていたが故に出現した言説と推測される。なお、張蒼の正式な丞相罷免は後元二年八月のことで、前後して匈奴との和親が結ばれていることから鑑みて、『史記・漢書』には明言されないものの、賈誼の対匈奴策も勃発の一因となった戦役への敗北の責を問われたものと思われる。『史記・張丞相列伝』などが恰も人事上の不正が罷免の原因かの如く記述するが、これは敗戦の事実を直視できなかったがためであろう。

- ③④ その年、結局は断念したが、文帝は東方巡狩・泰山封禪を試みた。これも諸侯王国再編と連動するもので、「天下」の一体化への試みと評し得る。なお目黒二〇一は、武帝の東方巡幸と封禪の意義を論じる際に、東方の諸侯王国の脅威が低下し、匈奴をある程度抑え込んだことが地方巡幸を可能にしたとする一方（四四頁）、文帝期の事例も武帝期の先蹤として取り上げるが、その際に孝文十六年以降に行われるはずだった改暦服色・郊祀・巡狩封禪と併せて賈誼の思想的影響を指摘する（二九―三一頁）。
- ③④ 芳賀二〇〇（七一―七四頁）や池田二〇〇七は、対諸侯王策の成果を呉楚七国の乱と直結させて理解する。

参考文献

〈日文〉

- 秋川光彦 二〇〇一 「前漢文帝の対諸侯王策―呉楚七国の乱の一背景として―」（『大正大学大学院研究論集』二五 一一九―一二三頁）
- 阿部幸信 二〇〇八 「漢初「郡国制」再考」（『日本秦漢史学会会報』九 五三―八〇頁）
- 二〇一二 「漢初における諸侯王と礼・法」（『中央大学アジア史研究』三六 一―一二頁）
- 池田敦志 二〇〇七 「賈誼の対諸侯王政策と呉楚七国の乱―前漢代地方支配体制の変遷からみた―」（『早稲田大学文学研究科紀要 第四分冊』五三 六九―八二頁）
- 市村瓊次郎 一九三九 『東洋史統 卷一』富山房
- 稲葉一郎 一九七六 「呉楚七国の乱について」（『立命館文学』三六七・三六八 一〇―四一頁）
- 大庭脩 一九八二 『秦漢法制史の研究』創文社

尾形勇

郭茵

金谷治

鎌田重雄

紙屋正和

工藤卓司

城山陽宣

新城新蔵

杉村伸二

楯身智志

西嶋定生

布目潮風

芳賀良信

藤岡喜久男

一九七九 『中国古代の「家」と国家』 東京大学出版会

一九九八 『吳王劉濞と「天下一家」』(『岩波講座世界歴史』三 月報) 四 三一六頁

二〇〇四 『諸呂の乱』における大臣と齊王兄弟』(『中国史学』一四 一四七—一六六頁。のち『呂太后期の權力構造—前漢初期「諸呂の乱」を手がかりに—九州大学出版会、二〇一四年、に収録)

一九六〇 『秦漢思想史研究』 日本学術振興会

一九六二 『秦漢政治制度の研究』 日本学術振興会

一九七八 『前漢時代の関と馬弩関』(『福岡大学人文論叢』一〇—一二 一一四—一二頁)

二〇〇三 『賈誼と「賈誼新書」』(『東洋古典学研究』一六 一六七—一八二頁)

二〇〇四 『賈誼新書』の諸侯王対策』(『日本中国学会報』五六 一六一—一七一頁)

二〇〇一 『賈誼「新書」成立説に関する資料批判的研究』(『関西大学中国文学会紀要』二二 一一—二四頁)

二〇〇四 『賈誼「新書」の成立』(『日本中国学会報』五六 一一—一三頁)

二〇〇六 『賈誼年譜長編序説—資料編年上の問題点を中心に—』(『関西大学中国文学会紀要』二七 一〇七—一二九頁)

一九二八 『東洋天文学史研究』 臨川書店 一九八九年復刊

二〇〇五 『郡国制の再検討』(『日本秦漢史学会会報』六 一一—二五頁)

二〇〇八 『前漢景帝期国制転換の背景』(『東洋史研究』六七—二 一一—三三頁)

二〇一六 『劉氏淮南王国の興亡』『前漢國家構造の研究』 早稲田大学出版部

一九八三 『武帝の死—「塩鉄論」の政治的背景—』『中国古代國家と東アジア世界』 東京大学出版会

一九五一 『吳楚七国の乱の背景』(『布目潮風中国史論集 上巻』 汲古書院 二〇〇三)

二〇〇〇 『礼と法の間隙—前漢政治思想研究』 汲古書院

一九五四 『推恩の令』(『北大史学』二 八〇—一〇〇頁)

松島隆真

二〇二三 「劉邦集團」と「郡国制」をめぐる問題——漢初政治史復元のために」(『中国史学』二三 一二五—

一四一頁)

二〇二四 「陳渉から劉邦へ——秦末楚漢の國際秩序」(『史林』九七—二一一—三五頁)

二〇二五 「賈誼匈奴論再考」(『中国古代史論叢』八 一六四—二三九頁)

宮宅潔

二〇二一 「秦漢刑制史の研究」京都大学学術出版会

目黒杏子

二〇二一 「前漢武帝の封禪——政治的意義と儀礼の考察」(『東洋史研究』六九—四二六—五三頁)

森谷一樹

二〇〇五 「戦国から漢初にいたる官制史・官僚制史研究」博士論文(京都大学)

〈中文〉

陳美麗・鍾麗英

二〇一〇 「試斥漢初藩王坐大与賈誼的地制思想」(『魅力中国』二〇一〇—五 四九頁)

陳煒良

一九五八 「賈誼新書探源」(江潤勳・陳煒良・陳炳良『賈誼研究』求精印務公司)

方向東

二〇〇〇 「賈誼集匯校集解」河海大学出版社

賀凌虛

一九八八 「西漢政治思想論集」五南圖書出版公司

賈曉冬

二〇〇九 「賈誼大一統的政治主張」(『湖南科技學院學報』三〇—六 五九—六二頁)

李爾鋼

一九九九 「漢興三十年」四十年」与賈誼書不偽說」(『古典文学知識』一九九九—一 八八—九二頁)

柯志强

二〇〇六 「賈誼、晁錯、主父偃削藩主張之比較」(『滁州學院學報』八一—五七一—七三頁)

王興國

一九九二 「賈誼評伝」南京大学出版社

王洲明・徐超

一九九六 「賈誼集校注」人民文学出版社

吳雲・李春台

二〇一〇 「賈誼集校注(增訂版)」天津古籍出版社

徐復視

二〇〇一 「西漢思想史 第二卷」華東師範大学出版社

閻振益・籀夏

二〇〇〇 「新書校注」中華書局

余嘉錫

一九八〇

『四庫提要辨証』中華書局

臧知非

二〇一〇

「論漢文帝『除閹無用伝』——西漢前期中央与諸侯王国關係的演變」、『史學月刊』二〇一〇—七 五一—二頁

張福運

二〇〇三

「西漢吳楚七国之乱原因辨析」、『人文雜誌』二〇〇三—五 一二—一二五頁

周双利

一九七四

「論賈誼和『削藩』」、『吉林師大學報』一九七四—三 四二—四六頁

(京都大学非常勤講師)